

特許の判例紹介

平成 31 年（行ケ）第 10040 号

－ 進歩性 引例と製造方法が同じである場合 －

2020年9月14日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第 1. 事件の概要

平成 31 年（行ケ）第 10040 号 知財高裁判令和 2 年 7 月 2 日（知財高裁第 3 部）
審決（拒絶）取消請求事件

<結論> 審決取消

発明の名称を「リチウムイオン二次電池用正極およびリチウムイオン二次電池」とする特許出願（特願 2013-81957 号）の拒絶審決に対する審決取消訴訟。引例と本願明細書とで同一の製造条件に基づいて製造されているからといって、その物性値が同一となるとは限らない、また主引用発明に副引用発明を適用して本願発明に想到することを動機付ける記載又は示唆を見出せないと判断され、進歩性欠如を理由に拒絶査定不服審判を不成立とした審決が取り消された。

第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

【請求項 1】

正極活物質、結着材および導電助剤を含む正極であって、
前記結着材は、 α 、 β -エチレン性不飽和ニトリル単量体単位を有するヨウ素価が $20\text{mg}/100\text{mg}$ 以下である水素化ジエン系ポリマーを含み、
前記導電助剤は平均直径 (A_v) と直径分布 (3σ) とが $0.60 > (3\sigma/A_v) > 0.50$ であり、比表面積が $600\text{m}^2/\text{g}$ 以上であり、高純度であり、平均直径 (A_v) が $3\sim 30\text{nm}$ であるカーボンナノチューブを含むことを特徴とするリチウムイオン二次電池用正極。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。